

「必ず儲かる?」「高額収入を得られる?」

情報商材※トラブルが増えています

※副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネットやSNSで販売されている情報のことを「情報商材」と言います。

◆相談事例

- ① SNSで知り合った人から勧められた情報商材を購入したが、内容が説明と異なるうえに、儲からない。
- ② 求人サイトで「在宅で稼げる。返金保証」とあり契約したが、稼げず支払った会費の返金も拒否された。

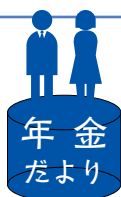
◆アドバイス

- ・「誰でも簡単に稼げる」などといった謳い文句につられてすぐに契約せず、慎重に判断しましょう。
- ・簡単に高額な収入を得られる方法はありません。高額な契約を次々と勧められたり、話が違ふと思つたらはつきりと断りましょう。大学生や高校生からも相談が寄せられています。
- ・「元が取れるから大丈夫」と言われても、安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。
- ・不安に思った時やトラブルになった場合は消費生活センターにご相談ください。



◆問い合わせ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)
 月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974
 富山県消費生活センター高岡支所
 (高岡市赤祖父2-1-1高岡総合庁舎5階)
 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777
 消費者ホットライン ☎1888



新成人の皆さんへ
20歳になったら国民年金



20歳を迎えられる皆さんは、これから国民年金に加入し保険料を納めることになります。

国民年金は、年をとった時や、いざという時の生活を、みんなで支えようという制度で、ご自身が高齢になった時だけでなく、病気や事故で障害が残った場合などに年金を受け取ることができます。

20歳になってから概ね二週間以内に案内が送付されますので、納付方法などを確認してください。(すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません。)

保険料を未納のままにすると、年金の給付を受けることができない場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」、「納付猶予制度」などの制度をご利用ください。

◆学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請には学生証(両面)の写し、または在学証明書(原本)が必要です。

◆納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◆問い合わせ先

保険年金課 ☎51-6628
 高岡年金事務所 ☎21-4180

(ダイヤル後、音声案内が流れますので、②番を押してください。担当課へつながります)

★出張年金相談★

■場所：射水市役所本庁舎1階 104相談室
 ■日時：1月19日(火) 10:00～15:00
 ※基礎年金番号の分かるものや身分証を持参ください。